

# 新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針

令和2年3月28日

(令和2年4月7日改正)

(令和2年5月25日改正)

(令和3年1月7日改正)

(令和3年2月12日改正)

(令和3年9月30日改正)

(令和3年12月15日改正)

(令和4年2月7日改正)

(令和4年3月25日改正)

新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部決定

新型コロナウイルス感染症対策について、本日策定された政府の基本的対処方針（基本的対処方針）及び新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針（総務省対処方針）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針（消防庁対処方針）を策定する。

## 1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、この難局を乗り越えることができるよう、消防庁は関係者と連携・協力して対策を進める必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、消防庁として次の取組を迅速かつ適切に行う。

## 2. 取組事項

### (1) 実施体制

#### ① 消防庁対処方針の変更

新型コロナウイルス感染症政府対策本部（政府対策本部）において基本的対処方針が変更された場合は、新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部（消防庁対策本部）を開催し、基本的対処方針及び総務省対処方針の変更の内容を踏まえ、必要に応じて消防庁対処方針を変更する。

## ②消防庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画発動に向けた準備

消防庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画（消防庁業務継続計画）を発動する場合に備え、各課室において消防庁業務継続計画に定められた必要な準備を行う。

また、政府対策本部事務局との連携を図りつつ、消防庁業務継続計画の発動を決定する。

必要に応じて消防庁業務継続計画の見直しを行う。

## （２）消防庁内の対応

### ①消防庁職員への注意喚起等

消防庁職員への飲食等への対応も含めた健康管理に関する注意喚起を行うほか、総務省対処方針と同様に、テレワークや早出遅出勤務、ローテーション勤務等の推進、休暇取得の勧奨、海外渡航についての情報提供・注意喚起を行う。また、備蓄品の適切な在庫管理及び配布を行う。

### ②消防庁職員の国内出張等についての注意喚起

都道府県間の移動については、地域の感染状況等を踏まえ、Web会議等による代替の可能性を検討する等、その可否を慎重に判断することとし、さらに、国内出張については、出張予定職員が勤務する官署が所在する都道府県の要請等を踏まえた対応を行い、帰省や旅行などについても同様に、旅行予定者が居住する都道府県の要請等を踏まえた対応を行う。

### ③消防庁主催イベントの開催等の取扱い

消防庁主催のイベントの開催については、Web会議方式による遠隔開催等の可能性を検討しつつ、それによらない場合には、基本的対処方針に記載された規模要件等を目安とする都道府県のイベント主催者に対する要請等を踏まえた対応を行う。また、消防大学校における講義等については、感染リスクを可能な限り低減させながら実施する。

### ④消防庁主催会議の開催の取扱い

消防庁主催の会議の開催に当たっては、Web会議方式による遠

隔開催等の可能性を検討しつつ、それによらない場合には、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。

特定都道府県及び重点措置区域において実施するものについては、基本的対処方針における対象者全員検査を実施しなかった場合は、極力遠隔開催とする。重点措置区域については、都道府県知事の判断により適用されるワクチン・検査パッケージ制度をしなかった場合も同様とする。

### (3) 情報提供・共有

#### ① 地方公共団体から住民に対する地域の感染状況に応じた情報発信の要請

地方公共団体に対して、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を整備・活用し、スマートフォンを所持していない高齢者等も含めた全ての住民に対して新型コロナウイルス感染症に関するメッセージやアラートを適時・適切に発出するよう要請する。

特に、消防機関に対して、管内警戒パトロールや火災予防普及啓発活動をはじめ様々な機会を捉え、関係機関と連携して情報発信を行うよう要請する。

### (4) 関係機関との連携の推進

#### ① 地方公共団体・消防機関・消防庁関係団体に対する情報提供・注意喚起

基本的対処方針、総務省対処方針、消防庁対処方針をはじめとする政府において決定された方針、政府の施策展開、新型コロナウイルス感染症に関する情報、災害対応に係る新型コロナウイルス感染症対策に関する情報等について、引き続き地方公共団体・消防機関・消防庁関係団体に対し情報提供及び注意喚起を行う。

#### ② 消防業務を継続できる体制の確保・感染防止資器材の備蓄状況の確認及び調整等

消防機関に対して、引き続き、消防職団員の健康管理を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症の地域における発生段階に応じ、救急や消火をはじめとした必要な業務を継続できる体制を確保するよう要請する。また、引き続き、感染防止資器材の備蓄状況の

確認及び必要とする消防機関への消防庁からの資器材の配布などの調整を行う。

③救急隊の感染予防策の実施・関係機関との連携強化・必要な情報収集等

消防機関に対して、引き続き、救急隊の感染予防策の実施及び保健所、医療機関、近隣消防機関、都道府県防災主管部（局）等関係機関との連携強化の徹底を図るよう要請する。また、新型コロナウイルス感染症の患者又は疑われる患者への対応事案に関する情報収集等を引き続き行う。

令和4年3月25日 消防庁対処方針	令和4年2月7日 消防庁対処方針
<p>2. 取組事項</p> <p>(2) 消防庁内の対応</p> <p>②消防庁職員の国内出張等についての注意喚起</p> <p>都道府県間の移動については、地域の感染状況等を踏まえ、Web会議等による代替の可能性を検討する等、その可否を_____慎重に判断することとし、さらに、_____国内出張については、出張予定職員が勤務する官署が所在する都道府県の要請等を踏まえた対応を行い、_____帰省や旅行などについても同様に、旅行予定者が居住する都道府県の要請等を踏まえた対応を行う。</p>	<p>2. 取組事項</p> <p>(2) 消防庁内の対応</p> <p>②消防庁職員の国内出張等についての注意喚起</p> <p>国内出張_____については、地域の感染状況等を踏まえ、Web会議等による代替の可能性を検討する等、その可否を命令権者等が慎重に判断するとともに_____、特定都道府県をまたいだ国内出張については、不急のものを極力控えるよう強く働きかける。重点措置区域をまたいだ国内出張についても、可能な限り、これと同様の取組を行う。また、不要不急の帰省や旅行などにおける特定都道府県及び重点措置区域をまたぐ移動については、極力控えるよう促す。</p> <p>ただし、上記について、都道府県による移動の自粛要請において対象外となる者を除く。</p>